※令和8年度の課税証明書は6月１日以降に取得できます

課税証明書（非課税証明書）

令和８年度（令和７年分）

住所	
氏名	
生年月日	

【計算方法】市民税所得割の課税標準額×6%―(市民税調整控除額+市民税調整額)

（１）「①課税標準額」を合計する。(「総所得」のみの場合は計算不要)

（２）(1)の金額に 6%をかける。

（３）「②調整控除(市民税)」の欄に金額の記載がある場合は、(2)から②の金額を引く。

（４）「③所得割調整額」の欄に金額の記載がある場合は、以下の計算を行い、
算出された金額(市民税調整額)を(3)から引く。
【市民税調整額の計算方法】
A 所得割調整額×B 市民税所得割額÷(B 市民税所得割額+C 県民税所得割額)
＝市民税調整額

（５）(4)の金額から 100 円未満を切り捨てる。(例:12,345 円→12,300 円)

（６）生計維持者が複数名いる場合(父母ともに課税証明書がある等)は、
それぞれで(1)～(5)の計算を行い、(5)の金額を合算する。

（７）(6)の金額が105,300円未満であることを確認する。
※105,300 円以上の場合は対象外となります。
また、上記以外の控除については、計算に影響しません。(寄附や住宅控除等)

▼所得金額等

合計所得金額	
繰越控除額	
総所得金額等	

▼課税標準額 （円）

①

総所得	○○○○○
上記以外の課税所得金額	○○○○○
＊以下余白＊	**********

未成年	
特別障害	
その他障害	
寡婦	
特別寡婦	
寡夫	
ひとり親	
勤労学生	

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等 （円）

	市民税	県民税
税額控除前所得割	○○○○○	○○○○○
② 調整控除	○○○○○	○○○○○
配当控除		
住宅借入金等税額控除		
寄附金税額控除		
③ 外国税額控除		
所得割調整額	A ○○○○○	○○○○○
配当割譲渡所得割		
所得割額	B ○○○○○	C ○○○○○

▼所得割・均等割 （円）

	市民税	県民税
減免前所得割		
所得割減免額		
減免後所得割		
減免前均等割		
均等割減免額		
減免後均等割		

▼森林環境税

	森林環境税
免除前税額	
免除税額	
免除後税額	

▼年税額 （円）

年税額（減免・免除前）	
年税額（減免・免除後）	

▼備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

豊橋市長　　㊞